平成２９年（フ）第９３号
三重県四日市市生桑町1838番地７
債務者　大野　定和
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４６２号
京都市左京区聖護院蓮華蔵町36番地２　コーポシロー
債務者　城生八重子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐竹　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４号
茨城県鹿嶋市大字平井1307番地４（シルクガーデンＢ－102）
債務者　本吉真由美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第４９８号
京都市伏見区醍醐大構町21番地４
債務者　中井　陽治
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ８－206号
債務者　開川　清美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１７４号
奈良市南京終町１丁目89番地の４　マヤ・レジデンス春日ｐｌｕｓ201号
債務者　石田　　正
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１８１号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南２丁目６番34－301号
債務者　弓場美智子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４８３号
広島県安芸郡坂町坂東３丁目13番11号
債務者　松谷佐知子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５９号
福岡市博多区竹下４丁目１番８号
債務者　工東　信一
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７１号
福岡市南区曰佐２丁目12番20－304号
債務者　向井　才美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８８３号
福岡県大野城市緑ケ丘３丁目15番９号
債務者　村山　桂子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８９３号
福岡市中央区笹丘１丁目６番２－202号
債務者　上野　修作
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地97
債務者　田嶋　末夫
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３号
福岡県飯塚市相田294番地25　市営清水谷住宅８棟831号（住民票上の住所　福岡県嘉麻市上山田953番地２）
債務者　宮本　大文
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１１６号
佐賀県鳥栖市西新町1428番地49　西新ハイツ207
債務者　笠　　淳一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
奈良市百楽園１丁目９番41－103号
債務者　関戸亜由子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
奈良地方裁判所